

## 建築士事務所の廃業届

建築士事務所の開設者が次の事項に該当することとなった場合は、各該当者は30日以内に廃業届を届け出なければなりません。(建築士法第23条の7)

### ■届出に必要な書類 <正本1部提出>

- ①建築士事務所廃業届(愛指定様式3)
- ②添付書類
  - ・所属建築士の建築士住所等の届出
  - ・登録通知書(原本)(※返納の規定がありますので、必ず原本を添付してください。)
- ・その他(下記参照)

### 該当事項

#### ●開設者が建築士事務所の業務を廃止したとき

届出者:開設者

#### ●開設者が死亡したとき

届出者:開設者の相続人

添付書類:死亡の事実及び相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本)

#### ●開設者が破産したとき

届出者:破産管財人

添付書類:破産の事実を証する書類(破産決定通知書等)

:破産管財人であることが確認できる書面

#### ●法人が合併により解散したとき

届出者:役員であった者

添付書類:解散の事実を証する書類(閉鎖事項証明書)

#### ●法人が破産又は合併以外の事由により解散したとき

届出者:清算人

添付書類:解散の事実を証する書類(清算人が登記された登記事項証明書)

### ■提出先・問い合わせ先

#### 愛媛県指定事務所登録機関

#### 一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会

〒790-0002 愛媛県松山市二番町4丁目1-5 建築士会館3階

(協会へのアクセスはホームページをご参照ください)

Tel:089-945-5200 Fax:089-945-5318

なお、申請書類は直接ご持参ください。直接持参できない理由(遠隔地等)のある方は、必ず受取確認のできる簡易書留等により提出してください。